

平成28年度

第2回

定期監査報告書

(補助金・交付金)

(生活安全部)
市民安全課

青梅市監査委員

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

生活安全部市民安全課

2 監査の範囲

平成27年度（出納整理期間を含む。）に執行された補助金および交付金に関する事務

3 監査の期間

平成28年12月8日から平成29年2月24日まで

説明の聴取 平成29年2月7日

4 監査の方法

監査に当たっては、監査対象課の所管する補助金および交付金に関する事務について、次の点を主眼として、関係諸帳簿および証拠書類との照合による書類審査ならびに関係職員からの説明聴取を実施した。

- (1) 補助金および交付金の支出根拠（条例・規則・要綱）は明文化されているか
- (2) 交付基準は明確か
- (3) 対象経費は明確か
- (4) 申請・決定・交付・報告・確定手続は法令等の規定にもとづき適正に執行されているか

第2 監査の結果

次に掲げる市民安全課の所管する補助金に関する事務は、法令等にもとづき、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務取扱の一部に、検討、改善が必要と認められる事項が見受けられたので、要望事項として述べることとする。

1 監査対象補助金等

補助金等の名称	根拠規定	補助等の目的
青梅防犯協会運営費補助金	青梅防犯協会運営費補助金交付要綱	防犯活動において重要な役割を担う青梅防犯協会の活動を援助するため、補助金を交付することにより市民の防犯

補助金等の名称	根拠規定	補助等の目的
		意識の普及高揚と警察の行う防犯活動および犯罪捜査等に協力し、青少年の健全育成をもって犯罪の無い、安全で明るく住み良い町づくりに寄与することを目的とする。
	補助金確定額	800,000円
自主防犯組織活動費補助金	自主防犯組織活動費補助金交付要綱	安全な地域社会の形成のために自主的な地域防犯活動を支援するため、青梅市自治会連合会の支会ごとに組織された自主防犯組織に対し、補助金を交付することにより市民の防犯意識の啓発および犯罪の防止に寄与することを目的とする。
	補助金確定額	1,100,000円
平成27年度青梅市防犯カメラの整備に対する補助金	平成27年度青梅市防犯カメラの整備に対する補助金交付要綱	地域団体または商店街等が当該地域に防犯カメラを設置するに当たり、防犯カメラの整備にかかる費用の一部を補助することにより、防犯対策の向上を図り、安全で安心なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。
	補助金確定額	1,603,000円
青梅市幼児・児童用自転車ヘルメット購入費用助成補助金	青梅市幼児・児童用自転車ヘルメット購入費用助成事業実施要綱	幼児・児童用自転車ヘルメットを青梅市内の事業協力店で購入しようとする保護者に対し、購入費用の一部を助成することにより、自転車ヘルメットの普及を図り、交通事故の防止および交通事故による被害の軽減に寄与することを目的とする。
	補助金確定額	602,000円
青梅市有料自転車等駐車場利用料助成事業補助金	青梅市有料自転車等駐車場利用料助成事業実施要綱	青梅市内において駐車場事業者が設置する有料自転車等駐車場を利用する市民に対し、その利用料の一部を助成する

補助金等の名称	根拠規定	補助等の目的
		ことにより、安全な生活環境の確保と市民福祉の向上を図ることを目的とする。
	補助金確定額	483,500円

2 要望等

補助金の支出は、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を法的根拠としている。

また、青梅市では、平成24年に「青梅市補助金等の見直しに関する指針」を定め、補助金の意義、役割および必要性を精査し、見直すことにより、補助金等の効果的・効率的な活用および整理合理化の推進を図ることとしているところである。

補助対象については、客観的に明確な公益性が認められるかはもとより、補助金を支出することにより、どのような行政効果があったか、社会情勢や市民ニーズ等の変化に対応し、期待された効果が発揮されているか等、常に検証が必要である。特に毎年度交付される補助金は既得権化されやすく、また、補助金交付事務も慣例化しやすいことから、十分な検証を行うよう注意されたい。

補助金が市民の税金など貴重な財源から支出されていることに留意され、今後も補助金の交付に当たっては、適正な執行に努められるとともに、その必要性や効果等について十分に検証を行い、透明性、公平公正性の確保に努められるよう要望する。

なお、個別事項については、次のとおりである。

(1) 青梅防犯協会運営費補助金について

「青梅市補助金等交付規則」第5条においては、補助事業等の経費のうち、補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額および負担方法を記載した書類の添付を求めている。また、同規則第15条においては、補助金等にかかる収支計算に関する事項を記載した決算書ならびに領収書その他当該収支計算にかかる収入および支出を証する書類またはその写しを事業実績報告として求めているところである。

こうした書類により、各費目の支出において補助金充当分が明らかとなり、補助金の使途が適切であるかの判断材料となるものだが、青梅防犯協会からの補助金申請は、各種防犯活動費を使途として交付申請がされているものの、他の負担者・負担額等の明記や、実績報告において使途を確認する書類が不足していた。

青梅市からの補助金と他の収入との使途区分を明確にするためにも、検証に必要な書類に不備がないよう指導されるとともに、よりの確な審査を実施されるよう要望する。

(2) 自主防犯組織活動費補助金について

自主防犯組織活動費補助金は、安全な地域社会の形成のために自主的な地域防犯活動を支援し、市民の防犯意識の啓発および犯罪の防止に寄与することを目的として、青梅市自治会連合会の支会ごとに組織された11の自主防犯組織に対して、活動に要する用品等の購入費、啓発を目的とした看板、チラシ等の作成費、会議費等を対象に交付されている。

その使途については、注意事項を自主防犯組織に送付するなど、適切な補助金の執行に努められているところであるが、「青梅市補助金等の見直しに関する指針」の見直し判断基準の一つである、「補助金等を上回る翌年度繰越金が継続して生じている場合」に該当する事例が見受けられた。

近年、不審者情報などが多く寄せられる中で、犯罪抑止の大きな力となる地域の防犯活動への支援は重要であるが、いかなる補助金についても、その役割、必要性等を精査し、効果的・効率的な活用がされているか、常に検証することが重要である。

当補助金が真に必要とする経費に充てられ、地域の防犯活動に資するものとなるよう、適切な指導をされたい。

(3) 平成27年度青梅市防犯カメラの整備に対する補助金について

防犯対策の向上を図り、安全で安心なまちづくりの実現のため、地域団体または商店街等が当該地域に防犯カメラを設置するに当たり、防犯カメラの整備にかかる費用の一部を補助している。

当補助金は、平成25年度から各年一団体ずつ、協同組合東栄会、青梅駅周辺防犯推進協議会および河辺町10丁目自治会に交付さ

れ、防犯カメラを設置することにより犯罪の抑止、また、捜査機関からの照会による映像の提供により、犯罪発生後の検挙や立証などに活用されている。

補助金交付団体においては、防犯カメラの設置および運用に関する基準を定め、映像記録等の個人情報の管理の徹底に努め適正に運用されているが、設置補助を行った青梅市として、個人情報保護の観点から、なお一層の厳正な管理が行われるよう、映像記録の外部提供記録簿や運用状況について定期的に確認することとされたい。

(4) 青梅市幼児・児童用自転車ヘルメット購入費用助成補助金について

幼児・児童の自転車用ヘルメットは、幼児・児童が乗車する自転車の転倒等の事故において、大きな効果が認められている。平成22年8月から交通安全対策の一つとして、小学生以下の幼児・児童の自転車用ヘルメットの購入費の一部が助成され、近年、就学時健診等において周知を図ることにより助成件数も増加し、市内小学校3年生を対象にした調査では、自転車用ヘルメットの保有率も平成24年度の約4割から平成28年度の約6割へ増加するなど、本補助金が自転車用ヘルメットの普及に効果を上げているところである。

一方、申請により交付を受けた助成券の使用率は約7割となっており3割の方が助成券を使用していない状況となっている。

今後については、助成券の交付を受けながら使用していない方について、その理由を調査し、助成券の使用率向上に向けて課題を整理し対応を図ることにより、本補助金の目的である自転車ヘルメットの一層の普及と交通事故の防止および交通事故による被害の軽減に資するため、本補助金の一層の有効活用が図られるよう努められたい。